

Title	菊池勇夫著 労働法の主要問題
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.9 (1943. 9) ,p.880(100)- 886(106)
JaLC DOI	10.14991/001.19430901-0100
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430901-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

菊池勇夫著 労働法の主要問題

藤林敬三

本書は著者が昭和六年から昭和十七年に至る十年間にものされた諸論稿を一書にまとめられたものである。内容的には本書は凡そこの十年間にわが國に於いて實際問題とされた労働立法上の諸問題を捉えながら、著者がこれに労働法に関する理論的——或は理論的、歴史的といつた方がいいかも知れないが——考察を加へられたものであり、ここに労働法に関する大體主たる問題が取り擧げられてゐる。即ち、轉換期に於ける社會・經濟法、戰時労働法の理論と實際、職業紹介制度の國營化、労働契約の本質、退職積立金及退職手當法の主要問題、労働者災害補償の本質、家内工業労働の保護立法、商店員の保護立法、石炭礦夫労働状態の變遷、労働協約法の前途、労働争議調停法の改正問題、労働法概説、の十二篇が本書の内容をなしてゐる。

この本書の内容から觀て、本書が労働法の系統的叙述を目的とされたものでないことはむろんであるが、ここに社會法の一領域としての労働法の理解に於いて、著者に「貫した思考の存することと、右に示した労働法上の諸問題を論するに際して、比較法的考究を行ふことに依つて、過去に於けるわが國の労働立法上の諸努力の意義をより

明白にしようとせられたことは、専門家は素より、私のやうな門外漢にとつても亦、本書をして價値高きもいたらしめてゐる所以であるであらう。

二

本書中、労働法上の諸問題に關聯して展開された解釋法的、乃至は法理論上の諸問題に就いては、それは素より私の論評し得る範圍を超えてゐるのであるが、ただ本書の全體を一貫すると考へられる著者の社會法に關する見解に就いて、ここに忌憚のない門外漢的意見を若干述べてみたいと思ふ。

ここに問題である労働法乃至社會法に對する著者の基本的な立場は、先づ法自體が社會經濟的現實の進展に適應して發展するものであり、またさうでなければならないといふ點にある。この意味に於いて、著者の謂ふ社會法上そ今や正に「全法體系の基本的分野として構想される發展的意義を含むものである」と見做される。この後の點は姑らく措くとして、著者の右の基本的な立場から、労働法がその個々の立法上の問題を通じて社會法として理解されねばならないことを明かにしようとしたのが、本書の主たる目的であると思はれるのであるが、しかし著者のいふ社會法は單に労働法だけを含むものではなく、社會法の發展は、著者の言葉を以つてすれば「狹義の労働法と廣義の社會保險法と社會事業法との三系統を包括する綜合的法域となつたものと考へ」られてゐる。そしてこの三系統を社會法たらしめる所以は、それ等が共に「廣義の社會政策的立法たることであり、そこにおいては社會改良乃至國民共同體の福祉増進の理念が統一者となつてゐるのである。」ところで、かく著者の構想する社會法の發展的形態、むろん廣義の社會法のうちには、ここに更らに經濟法なる領域が加へられる。そして經濟法がこのやうに考へられる根據は、労働法を中心と發展した三系統の社會政策的社會法と經濟法とが共に「社會的統制の法であり」、そ

とでは「さらに高く共同體理念が社會改良的理念と關聯する意味において」、これを求めることが出来るであらうと考へられてゐる。且つこの點に就いては、特に労働法に關して、著者は労働法が經濟法に統合せられること、いひ換へれば、從來の社會政策に於ける分配政策的理念から離れて、今やわれわれの場合には、労働法がより強く生産政策的に取り上げられつてあることを指摘せられる。凡そこれが著者の社會法に關する構想である。

しかし著者は、かく一方に於いて、労働法の經濟法への統合を説き、また社會政策的諸立法と經濟法とが共に社會的統制法であることに於いて、ことに廣義の社會法の領域を構想されるものであるが、この故にこの意味での社會法を一義的、系統的に考へようとする積極的な態度は必ずしも示されてゐるとはいへない。寧ろ社會政策的社會法を以つて社會法とし、これから經濟法が一應區別されるといふのが、著者の採る態度である。このことは本書並に著者の先きの著作「日本労働立法の發展」を含み、なほ今後近く公刊される「經濟法の理論と對策」、「社會保險法」と社會事業法の二書を加へて、これ等が著者の「社會・經濟法論集」と呼ばれてゐることにもよく現はれてゐる。しかし凡そ著者のこのやうな見解が、われわれ門外漢から觀ると、なほ一面多少とも不透徹な點のあることを感ぜしめるものであるのは否定出來ない。

むろん右のやうに一應區別される狹義の社會法と經濟法とは、歴史的にはその成立の地盤を異にしてゐたと考へられる。即ち、社會政策的社會法は過去の自由主義經濟の時代に出發するのに、經濟法と見做されるものはその「典型的地盤」を統制經濟の裡に見出するものであるからである。「したがつて自由主義經濟に固有の經濟關係の法が個人法であると云ふのに對して、統制經濟に固有の法たる經濟法は社會法としての特色があると稱」せられる所である。謂はば經濟法は、經濟關係を團體的又は國民的立場から統制する立法である。このやうに、統制經濟段階に至る

つて初めてそれの充分の基礎を與へられた經濟法を、歴史的には既にそれ以前の經濟社會の裡に成立し發展せしめられて來た社會政策的社會法と區別することは、一應は領けることである。しかしこの歴史的な背景にも拘らず、現にわれわれの場合に社會政策的立法にしろ、經濟法にしろ、それ等が共に國民的、或は國民經濟的、全體的立場からの統制立法と化しつつあることからいへば、そしてまた著者の基本的立場から法の進化としての、その發展的形態に於いてこれが捉えられるとすれば、著者自身の論理から觀ても、社會法と經濟法とを區別することは、もはや左程意義のないことのやうに思はれる。

しかし著者のこのやうな稍々不徹底な見解を支持するやうに思はれる點を拾へば、ここに指摘すべき點が若干ある。第一に、先きにも引用指摘して置いたやうに、社會政策的社會法と經濟法とが共に社會法であると見做される點に就いて、著者は「共同體理念が社會改良的理念と關聯する」ことを述べて居られる。むろんそこに何等かの關聯のあることは恐らく何人もこれを否定しないであらう。しかし問題なのは、この關聯が理論的にどのやうなものであるのか、またそれが國民的、全體經濟的立場に於いて果してどのやうに統一的に要請せられるのであるか、この點が明確にされねばならない。なる程、著者の見ると、これを以つてすれば、勞働法は今や生產的立場に於いて經濟法へ統合せられるものと考へられてゐる。然らば社會保險法と社會事業法とはどう考へられるのか。少くとも本書ではこの點が特に問題とされてゐない(註)。從つて「共同體理念が社會改良的理念と關聯する」とはいはれてゐるが、これが更に理論的に明確にされるのでなければ、社會政策的諸立法と經濟法とを統合すべき積極的根據が生れて來ない筈であると思ふ。

(註) この點に就いては、著者の「社會經濟法論集」、第四卷として、「社會保險法と社會事業法」が充てられてゐるので、われ

われはこの書に於いて著者のより明確な見解に接することを、是非期待して置きたい。

第二に、労働法が今や生産政策的立場の下に置かれようとしてゐることは、著者の明確に指摘されるところである。しかし社會政策的立法に屬する三系統のものが、「社會改良乃至國民共同體の福祉増進の理念」の下に統一され、てゐるといはれる點では、著者も亦明かに他の多くの論者の場合と同様に、過去の社會政策を以つて寧ろ分配的社會政策なりとする見解に出發するものであつて、そこに全體經濟的立場からの生産的意義を求めるようとされるものでないことは明かである。果してさうだとすれば、過去に於ける社會政策の持つてゐた分配政策的意義が、統制經濟の段階に於いて、如何にして生産政策的意義に轉化しなければならなかつたのであるか、この點が明かにされねばならない筈である。しかしこの點に就いても、少くとも本書に於いては、この問題の存在が充分に自覺されてゐない。そしてこれが著者をして一方では、經濟法と社會政策的諸立法とを等しく社會法であるといはしめながら、他方ではなほ兩者を區別せしめてゐる所以であると評することが、果して不當であるであらうか。

三

著者は廣義の社會法を説いて、共同體理念や國民的立場なる表現を用ひられる。しかしこの國民的立場なるものが果して何であるかに關する最も基本的な問題に就いて、充分理論的な討究を行つて居られないところに、右に評したやうな稍々不徹底と思はれる見解が生れてゐる。かくて結局、著者のいふ廣義の社會法なるものは、社會的統制法であるといふ形式的な主張に歸せられることとならざるを得ない。但しむろん法律學的には、その謂ふ社會法が自由主義經濟時代の個人法に對立するものであるといはれたり、また社會政策的立法が人法的性格を現に持つてゐることが指摘されたりしてゐる。しかし著者自身の基本的な立場からいへば、「立法の根據となつた社會的現實は

變遷する」ものであり、この社會的現實の變遷に「法の機能變化による適應」が豫定されねばならず、この意味で、著者は支那事變以來のわが國の社會・經濟的現實の變遷の裡に、革新的、一般的指導原理が展開されつあることを認められるのであつて、ここにその謂ふところの廣義の社會法の根基が求められて然るべきであつたらうと思はれる。勿論、今日經濟學者の間に於いてさへ、社會政策の本質に關して明確な意見の一一致が存する譯ではない。況んやこの點に關して法律學者である著者に就いてこれを求めるることは、これを求める方が無理であるかも知れない。しかし法學者としての著者の立場は、例へば、本書中に收められた「戰時労働法の理論と實際」なる論稿中、特に生産能率問題に對する見解の如き、また更に「石炭礦夫労働狀態の變遷」に關する研究に於いて示されてゐるやうに、それは確かに單なる法學者としての域を脱して居り、常に社會・經濟的現實の變遷に多大の注意を拂ふものであることが明かである。従つてこの點では、法學者としての著者に對する私の右のやうな批評も、私の著者に對する希望的意見としては、必ずしも過當ではないであらうと思はれる。

かくて法律學的にはとも角としても、私の本書讀後感からすれば、著者が支那事變前のわが労働立法の意義を所謂社會政策的に、國民の福祉の増進といふ點にかかわらしめ、事變後今日に至る労働法の裡に初めて革新的なものとしての、全體經濟的立場に於ける生産政策的意義を認めようとすることは、著者の謂ふ社會統制法としての社會法といふ法律的解釋に於いては統一されてゐるかも知れないが、それよりもつと重要なことは、われわれの過去の労働法——むろん單に労働法だけではなく、社會保險法や社會事業法——の發展の裡にも、今日の労働法中に認められる生産的な意義の存在を反省して見ることでなければならぬ。この意味では、著者は本書中何處に於いてもこれに一言も觸れて居られないが、最近の後藤清氏に於ける厚生法の概要の如き、確かに一考されて然るべきも

のどうかと思ふ（註）。むろん私は後藤氏の厚生法概念の定立に對しては、なほそこに分配的正義といふやうな過去の社會政策的理念が一部に殘存してゐる點で、充分同意し兼ねるものではある。しかしここではそれは姑く別として、この厚生法概念に對する本著者の批評的見解でも聞くことが出來たならば、私のやうなものにとつては、更らに大いに益するところがあつたと考へる。また後藤氏の厚生法の問題は姑く撇くとしても、右に指摘したやうな著者の立場は、今日及び今後の勞働法の發展を日本のものとして更らに大いに支持して行くのには、些かもの足りないものであるといつていいであらう。

司氏著厚生法

なほ後藤清氏の厚生法

一九二〇年八月二日ノノ成非常時ノ下ニ於ケテ、一方では社會政策的立法が新たに取り舉

單にそれまでに現れてゐたのを單なるものに——例へば、労働者年金保険法の如き——他方ではとかく社會政策的立法が後退さへせしめられたつてある。そしてそれはいふまでもなく、從來の所謂社會政策的理念が、戰爭經濟の下で必然的に後退せしめられたつてあることを意味するものに外ならない。しかし今日の戰争が長期戰である一面を考慮すれば、われわれはここで社會政策の積極的な生産的な意義を統一的に認め、これを正しく検討して行くことが是非必要である。この意味でも、著者が徒らに社會的統制法としての寧ろ形式的な社會法概念を脱することなく、しかも社會政策の意義を過去に及んでも充分検討することなく、過去の社會政策的社會法を謂はし、安易に國民福祉の概念にかかわらしめて居られることは、到底われわれの是認し得ないところである。

前號
八月號卷三十七
目次

八月十七號

四

- 農工調査問題の展望 奥井復太郎
古版經濟書解題 ······ 高橋誠一郎
一千八百二十三年トマス・ロバート・マルサス
著『價值の尺度』

鳥恭彦著『財政政策論』 ······ 永田清
帝國農會編
昭和十六年度農作業慣行調査 ······ 小池基之

新規及び事務に関する一切の用件は發行所へ
營業に關する用件は發賣所へ
原稿締切期日は發行前月十日

半ヶ年分	金貳圓九拾錢	郵稅金拾貳錢
一ヶ年分	金五圓四拾錢	郵稅金貳拾四錢

三